

令和6年度えびの市地域子育て支援拠点事業運営委託業務
公募型プロポーザル実施要領

えびの市こども課

えびの市は、えびの市地域子育て支援拠点事業に伴う委託事業を実施するに当たり業務全般に関して最も優れた企画力、技術力、実施体制、実績を持った事業者をプロポーザル方式により以下の要領で公募する。

1 趣旨

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や保護者の子育てに対する孤独感、不安感が益々大きくなるなど、様々な問題が生じている。

現在、えびの市では、真幸地区の認定こども園に併設して地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）を設置しているが、保護者がより利用しやすい形態として、市内全域を対象とすることを目的として飯野地区において出張ひろばによる活動の輪を広げているところではあるが、地域に根差した拠点の整備に対するニーズに対応するため、飯野地区における支援拠点を整備し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

2 業務概要

- (1)業務名 令和6年度えびの市地域子育て支援拠点事業運営委託業務
- (2)業務内容 別紙「令和6年度えびの市地域子育て支援拠点事業運営委託業務仕様書」のとおり
- (3)履行期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
- (4)業務の履行場所 えびの市飯野地区
- (5)契約形態 随意契約
- (6)委託料上限額 4,319,500円（非課税）

※この金額は、10月1日開設として算定した場合の金額であり、事業実施月数分に応じて按分し、最終的な契約金額については、本市と調整した上で決定する。

※本事業は社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業にあたり消費税法第6条第1項（別表第一）により非課税となる。

- (7)契約料の支払時期 受注者との協議による

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) えびの市プロポーザル方式等実施要綱（平成25年えびの市告示第154号）第6条第1項各号に掲げる者
（参加要件）

第6条 参加希望者が満たすべき要件(以下「参加要件」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 団体等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁固刑以上の刑に処せられているものがないこと。
- (5) 租税等の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体(以下「暴力団等」という。)でないこと。
- (7) 団体等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団等の構成員又は関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

- (2) 現在えびの市内で教育・保育サービスを提供している社会福祉法人で、地域の子育て支援機能を充実させていくことに関して、知識及び意欲のある者
- (3) 前述2業務概要の要件を満たす建物の所有権または賃借権を有している者。または地域子育て支援拠点事業を開始するまでに有する見込みがある者
- (4) 募集目的の趣旨を踏まえた事業計画を立案し、本事業の実施が可能なノウハウや実施体制を確立している者
- (5) 令和6年10月1日に円滑に事業開始を見込める者

4 プロポーザルのスケジュール及び実施方法

参加者から提出された企画提案書等について、プレゼンテーション形式のプロポーザルによる審査を行い、最も優れた評価を得た者を契約候補者とする。

(1) スケジュール

公募開始	令和6年4月22日(月)
質問書受付締切	令和6年5月2日(木) 正午まで
プロポーザル参加申込締切	令和6年5月10日(金) 17時まで
企画提案書等提出締切	令和6年5月20日(月) 17時まで
審査日	令和6年5月下旬
候補者決定	令和6年5月下旬

(2) 質問の受付及び回答

募集に関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。なお、電話、来訪等、口頭による質問は受け付けない。

- ① 提出書類 質問書
- ② 受付期間 令和6年5月2日(木) 12時まで

③提出先 〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下1 2 9 2 番地
えびの市 こども課 こども相談係
TEL : 0984-35-3739 FAX : 0984-35-0401
Mail : kodomo@city.ebino.lg.jp

④提出方法 持参、ファクシミリ、電子メール

⑤回答 令和6年5月7日(火) 17時までにホームページにて回答する。

(3) プロポーザルへの参加申込

①提出書類

- (1) 参加表明書(様式第1号)
- (2) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (3) 団体概要及び実績

②受付期間 令和6年5月10日(金) 17時まで

③提出先 上記4の(2)の③に同じ

④提出方法 持参または郵送(簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る)

⑤提出部数 各1部

(4) 企画提案書等の提出

①提出書類

- (1) 企画提案書提出書(様式第5号)
- (2) 企画提案書(任意様式)

ア 記載事項

- ・業務仕様書の業務を効果的に実施するための具体的な提案
- ・総括責任者、実施体制、要員
- ・工程表
- ・その他有用と思われる提案

イ 作成方法等

- ・用紙のサイズはA4版とする(図表等については、A3版の片面印刷で折り込みも可能)。
- ・提案する企画に係る費用の総額は、上記2の(6)の予算上限額を超えないものとする。

ウ 見積書(任意様式)

- ・費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

②受付期間 令和6年5月20日(月) 17時まで

③提出先 上記4の(2)の③に同じ

④提出方法 持参または郵送(簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る)

⑤提出部数 8部(正本1部、副本7部)

(5) プロポーザルの実施

①日時 令和6年5月下旬

②場所 えびの市役所本庁

③実施方法

- ・参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。

- ・1団体についてのプレゼンテーションの時間は30分程度(説明20分、質疑応答10分程度)とし、参加人数は3名までとする。

④その他

- ・プレゼンテーションにあたっては、プロジェクター及びスクリーン等の使用は可能とするが、使用する場合は、事前に申し出を行い、機材等は参加者側で用意すること。
- ・時間及び会場については、別途通知する。

(6) 審査

審査員が、本市が定める審査項目に従って審査を行い、最優秀者を決定する。なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

①審査項目

審査基準(評価項目及び評価内容)

(1) 事業遂行能力

- ・事業を安定かつ継続的に実施することができる組織及び能力を有しているか。
- ・これまでの教育・保育サービスの経験等、子育て支援拠点事業に生かせる実績があるか。

(2) 実施場所

- ・立地場所が適切であるか。
- ・必要な設備が整備され、安全面、衛生面を考慮したレイアウト及び広さが確保されているか。

(3) 運営方針

- ・事業の趣旨や目的を理解し、しっかりした理念・方針をもって運営を行えるか。

(4) 事業内容

- ・基本事業内容を把握し、それぞれの事業の計画を立てられているか。
- ・事故防止・安全対策、事業の質の向上に向けた取組は適切であるか。
- ・適切な職員配置がされているか。
- ・本事業に有効と思われる独自の提案や工夫があるか。

(5) 提案価格

- ・提案内容と比較して、妥当な見積額であるか。

②結果通知 すべての提案者に通知する。なお、審査経緯については、公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

(7) その他

- ①提案者が一者のみであっても、書類審査は実施するものとする。
- ②プロポーザル審査の結果、別途市で定める基準を満たす者がいない場合は、契約候補者を選定しないものとする。
- ③審査員が本件の審査に関し提案者と利害関係を有する場合は、審査員から除外する。

5 契約に関する事項

(1) 契約候補者

当市は、審査において最優秀者として決定した者を、本業務に係る契約候補者とする。ただし、次のいずれかの事由により契約を締結できない場合には、次点者を契約候補者とする。

- ①契約候補者が、プロポーザルの参加要件を満たさないこととなったとき
- ②契約候補者が本業務の契約締結を辞退したとき
- ③その他の理由により契約候補者と契約締結が不可能となったとき

(2) 契約金額

契約金額は、上記 2 の (6) の予算上限額を超えないものとする。

(3) 契約内容及び実施条件

- ①本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重したうえで、候補者との協議により定める。なお、協議の過程で提案の一部について変更を求めることがある。
- ②企画提案書に記載した総括責任者は、特別の理由により当市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 再委託の禁止

本業務を再委託することは原則認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合は、書面によりあらかじめ当市の承諾を得るものとする。

(5) 契約保証金

えびの市財務規則による。

6 その他留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出する企画提案書は、参加者 1 者につき 1 提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は、認めないものとする。
- (3) プロポーザルに係る企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (4) 虚偽の記載をしたプロポーザル参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は受注事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (5) 提案に際して、受注事業者として採用されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (6) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (7) プロポーザル参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに 7 の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面（辞退届（様式第 6 号））にて辞退の届出を行うこと。

7 問い合わせ先

〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下 1 2 9 2 番地

えびの市 こども課 こども相談係

TEL : 0984-35-3739 FAX : 0984-35-0401

Mail : kodomo@city.ebino.lg.jp